別添

道路損害賠償責任保険仕様書

1　内容

（1）　鳥取県が所有し、使用し又は維持管理する全ての道路（県道及び指定区間外の一般国道をいい、自転車道を含み、有料道路を除く。）を対象として、偶然な事故により生ずる法律上の損害賠償責任を鳥取県が負担することにより被る損害の塡補を行うこと。

（2）　必要に応じて事故処理及び示談交渉に関する助言、資料（判例、示談例）の提供等を行うこと。

2　保険期間

令和７年10月１日午後４時から令和８年10月１日午後４時まで

3　塡補限度額及び免責額

（1）　塡補限度額

身体障害（１名）	３千万円
身体障害（１事故）	３億円
財物損害（１事故）	１千万円

（2）　免責額　　０円

4　道路管理延長

1,950.1キロメートル（令和７年４月１日現在の概算数値）

なお、保険期間中の道路延長の増減が、当該保険期間の始期における道路の総延長の10パーセント以内の場合は、受注者に通知しない。

5　道路の定義

この保険において「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路並びに同条第２項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の３に規定する道路の附属物をいう。

6　特約事項

別途道路損害賠償責任保険特約を締結する。

なお、特約書の様式については、道路損害賠償責任保険特約書を用いて作成するので、必ず確認すること。

7　仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8　その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

9　参考

近年の賠償金支払状況（令和７年７月３１日現在）

事故発生年度	賠償件数	賠償金支払額
平成28年度	６件	931,639円
平成29年度	10件	1,161,336円
平成30年度	３件	369,316円
令和元年度	３件	5,608,055円
令和２年度	５件	163,586円
令和３年度	12件	3,046,011円
令和４年度	６件	1,463,856円
令和５年度	４件	832,866円
令和６年度	７件	6,559,696円

注１　各年度とも事故発生日を基準に、契約期間（10月１日から翌年10月１日まで）で集計したもの。

２　令和３年度は、相手方と連絡不能による支払未了案件１件（3,492円）を含む。また、別に訴訟継続案件１件あり。

３　令和６年度は、示談手続中４件（6,526,264円）を含む。